

わく!!
わく!!

情報広場



今月の納税など

軽自動車 全期

固定資産税(都市計画税を含む)

全期および1期

※口座振替をご利用の人は、残高不足などにご注意ください。

▼休日納税相談

とき 5月21日(土)、22日(日)、29日(日)午前8時30分～5時

ところ 納税課

▼夜間納税相談

とき 5月10日(火)午後5時15分～9時

ところ 納税課

最終日曜日市役所開庁

各種証明書の交付や納税相談などを行うため、毎月最終日曜日(今日は29日)午前8時30分～午後5時、市役所の一部を開庁します。開庁窓口 市民課、保険年金課、税務課、納税課

※詳しくは、各担当課まで。

上下水道料金納入に

夜間窓口開庁

毎月、夜間(午後8時まで)に

上下水道料金を納入できるよう第2浄水場を開庁しています。5月は26日(木)です。ご利用ください。

問合せ 水道管理課 ☎(48)0050・FAX(48)0120

軽自動車税の減免
申請は5月24日まで

身体もしくは精神に障害があり、歩行が困難な人が所有する軽自動車(家族の所有する軽自動車)が該当する場合があります。で、通院・通学・通所または、生業のために使用される場合、軽自動車税が減免の対象となります。ただし、自動車税(県税)の減免を受けている人は、対象となりません。

受付 5月24日(火)までに税務課窓口へ

必要な物 ①身体障害者手帳、療育手帳、戦病者手帳または精神障害者保健福祉手帳 ②運

転免許証 ③自動車検査証

④印鑑 ⑤軽自動車税納税通知書(納付が済んでいないもの)

※前年に減免を受けられた人も手続きが必要です。また障害の内容によっては減免できない場合もあります。

問合せ 税務課 内線133・134・FAX(43)1125

フォークリフトを所有する
事業所・事業主のみなさんへ

乗用装置を有する小型特殊自動車に該当するフォークリフトなどを所有している場合、工場・敷地内のみで使用され、道路での運行に使われないものでも、軽自動車税の課税対象車両になります。ナンバーの登録をお願いします。

問合せ 税務課 内線133・134・FAX(43)1125

5月は自動車税の納期です
コンビニでも納められます

5月31日(火)の納期限までに忘れずに納めましょう。自動車税に関すること、住所

変更や納付に関することなどは、自動車税コールセンターにお問い合わせください。

なお、自動車税の一部は「彩の国みどりの基金」に積立て、県内のみどりの保全などに活用します。

問合せ 自動車税コールセンター

☎050(3786)1222

彩の国みどりの基金(埼玉県みどり再生課) ☎048(830)3190

行政相談委員の紹介

行政相談委員は、民間の有識者の中から総務大臣が委嘱しているもので、住民のみなさんから広く行政(国の仕事)に対する苦情や意見・要望などをお聴きして苦情の解決を促進するとともに、それらの意見をもとに行政運営の改善を進めることを仕事としています。

相談は無料で、秘密は守られます。どうぞお気軽にご相談ください。

行政相談委員 新井幸一氏

内田 潔氏

相談日 毎月第2木曜日午前9時30分～正午

ところ 5月の相談は、12日(木)に市役所第2庁舎第2会議室

※通常は、第5会議室で実施。※変更する場合もあります。

問合せ ぐらし安全課 内線174・FAX(44)0257

環境ホットライン

「犬の飼い主としてのマナーを守りましょう」



市には、犬や猫などに関する苦情や相談が増えていきます。

その内容のほとんどが、「心ない犬の飼い主が、公園や道路などの公共の場

所で、排泄したふんを始末せず、多くの人に不愉快な思いをさせ迷惑している」といったものです。

動物を飼うということは、大切な一つの命を預かるということです。その本能や習性を理解し、途中で動物を手放すことのないように、生涯、家族の一員として愛情と責任を持って飼うことができるのか、よく考えてから飼いましょう。

犬の正しい飼い方

・飼い主としての責任を自覚しましょう

市役所の代表電話は☎43-1111です

(開庁時間は午前8時30分～午後5時15分です)
(閉庁日は土曜、日曜、祝日、年末年始です)

ふるさと納税制度の ご寄附のお礼

市内外の多くの人からご寄附をいただき、誠にありがとうございます。市では、ご寄附をいただいた人に、感謝を込めて、「幸手特別栽培米」【特選 幸手のこしひかり(新米)】を贈呈しております。

なお、この寄附については引き続き受け付けておりますので、今後ともご協力をお願いします。

◎ご寄附をいただいた人

(平成23年3月1日～31日)

森川光也様 愛知県日進市

公表を希望されない人 5名様

※3月31日時点で入金の確認ができていない人について、掲載させていたたいしております。

▼平成22年度(3月31日現在)

寄附者総数

243件

寄附金総額 408万8千円

問合せ ○税額控除以外全般は

財政課 内線252・FAX(43)

3783 ○寄附金に対する

税額控除関係は税務課 内線

132・FAX(43) 1125

今般の地震の被害を受けて

避難をされているみなさんへ

▼国税に関するご相談は

被災者の納税地を所管する税

務署以外の最寄りの税務署でもお受けすることができます。

青森県、岩手県、宮城県、福島

県、茨城県の納税者につきましては

は、国税に関する申告・納付など

に関する疑義がありましたら、最

寄りの税務署にご相談ください。

このほかの地域に納税地のあ

る人につきましては、交通途絶

などにより申告・納付などが困

難な人につきましては、状況が

落ち着いた後、最寄りの税務署

にご相談ください。

▼還付金の支払について

すでに申告を行っている還付

金の支払時期等の確認をされる

場合は、最寄りの税務署へお問

い合せてください。

▼納税証明書の交付について

最寄りの税務署でも納税証明

書交付申請書を受け付けていま

すので、ご相談ください。

なお、納税証明書の交付まで多

少の日数がかかる場合があります。

問合せ 春日部税務署総務課 ☎

048(733)2111 音

声案内2(内線109)

水道管理課から

【水道配水管の清掃】

▼5月10日(火)～11日(水)

惣新田、中野、下吉羽、西関宿

本立、長間、北1・2丁目、西1・

2丁目、千塚、松石、外国府間

▼5月17日(火)～18日(水)

北3丁目、上吉羽、見立団地、

戸島、権現堂、中川崎、下川崎、

中5丁目

▼5月24日(火)～25日(水)

香日向1・2丁目

▼5月25日(水)～26日(木)

香日向3・4丁目

▼5月31日(火)～6月1日(水)

東1丁目～5丁目、緑台1・2

丁目、上高野1丁目、中1・2

丁目、南1～3丁目、上高野

▼6月7日(火)～8日(水)

栄団地

※清掃時間は午後11時30分～翌

朝5時頃まで、作業中は水圧

が下がり、水の出が悪くなり、

濁り水の出る場合もあります

ので、ご注意ください。

【水道メーター交換】

各家庭に設置してある水道メ

ーターは、計量法により8年で

交換を必要とします。

今年度交換対象となるご家庭

には「交換のお知らせ」を配布後、

幸手市指定給水装置工事事業者

が交換作業を実施します。

※交換費用は市の負担で、立会いの

必要はありませんが、敷地内での

作業となりますので、留守の場合

はあらかじめご了承ください。

なお、作業員は、必ず市発行の

身分証明書(有印)を携帯してい

ます。話を聞く際は、必ず身分証

明書を確認してください。

▼交換期間

○東地区(国道4号・県道幸手境

線の東側)1回目は5月下旬～

6月上旬、2回目は7月下旬～

8月上旬、3回目は10月上旬～

10月中旬に実施予定です。

○西地区(国道4号・県道幸手境

線の西側)1回目は6月下旬～

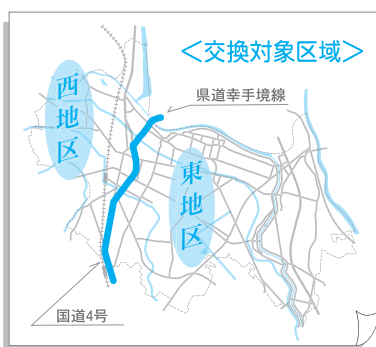
7月上旬、2回目は11月上旬～

11月中旬に実施予定です。

○市全域(径25mm以上)は7月中

旬～12月下旬に実施予定です。

○不明な点は水道管理課まで。



問合せ 水道管理課 ☎(48)00

50・FAX(48)0120

春の全国交通安全運動

5月11日(水)～20日(金)

▼県下統一重点目標

○自転車・安全利用の推進

○ストッパ・アンド・サーチ運動

の推進とシートベルト・チャ

イルドシートの着用徹底

○飲酒運転の根絶

▼幸手市の重点目標

○子どもと高齢者の交通事故防止

・犬に対する正しい知識をもつて飼いましよう

・適正な運動をさせましよう

・愛情をもつてしつけを行いましよう

・鎖(くさり)などにつないで飼いましよう

・犬小屋やその周辺はいつも清潔にしましよう

・犬の首輪には、鑑札・注射

済票を必ずつけましよう

散歩をさせる

時の注意

・犬のふんは必ず持ち帰つてくたさい

・他人に迷惑をかけないよう、鎖などにつないで散歩させてくたさい

・他人の玄関前や周囲に迷惑をかける場所では、ふん・尿をさせないでくたさい

▼犬に関する相談／幸手保健所 ☎(42)1101

▼猫に関する相談／埼玉県動物指導センター南支所 ☎048(855)048

問合せ 環境課 ☎(48)03

31

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23